

埼玉県補助金 奨学のための給付金 新入生早期給付申請について
(住民税非課税世帯・生活保護世帯のみ)

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得世帯を対象に「奨学のための給付金」の支給を行います。新入生のみ希望する場合は4月～6月分の前倒し給付を受けることが可能です。(ただし、7月以降に案内する一般申請時に改めて申請を行う必要があります。)今回申請しなくても、一般申請時に申請し該当すれば1年間分受給することも可能です。

希望者につきましては、本部校舎事務室で資料及び申請書類をお渡ししますので、窓口へ受取にお越しください。(本校HPにも資料などは掲載します)

収入により該当しない方はこの案内は読み捨てていただいて結構です。

＜対象者＞ 令和5年4月1日現在で以下の①～④全てに該当する世帯

- ① 新入生である。
- ② 令和4年度の住民税所得割が非課税(0円)である世帯又は生活保護(生業扶助)を受給している世帯。
- ③ 保護者等が埼玉県内に在住である。
※県外に在住の場合、在住する都道府県に直接申請する。
- ④ 高等学校等就学支援金の受給資格を有している。

＜提出書類＞ 申請書類は本部校舎事務室でお渡しします(HPからダウンロードもできます)

- ① 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書(HPからの場合は両面印刷)
- ② 委任状
- ③ 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)※マイナンバーが記載されていないもの
- ④ 親権者(保護者)全員の令和4年度非課税証明書もしくは生業扶助受給証明書または生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書
- ⑤ 健康保険証のコピー(生徒の兄弟姉妹のもの)または扶養誓約書(国民健康保険に加入の場合)
※生活保護受給世帯は不要
※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいない場合は不要
※生徒本人の分は必要ありません
※保険者番号及び被保険者等記号・番号は黒塗りしてください

提出期限：5月20日(土)

任意の封筒に入れて、本部校舎事務室へ提出して下さい。提出は直接お持ちいただくか、郵送で受け付け致します。

※持参される場合は、平日9:00～17:00及び土曜日9:00～13:00の間でお願い致します。

【郵送：宛先】

350-0434 埼玉県入間郡毛呂山町市場 333-1

埼玉平成高等学校 事務室 補助金担当 宛 (補助金申請書類在中と記載して下さい)